

雨水貯留施設設置助成金制度の概要

■家庭用の雨水貯留施設設置費用の一部を助成します

今年度の太子町雨水貯留施設設置助成金の募集についてご案内します。

本来雨水は地下に浸透することにより、自然の水循環のバランスが保たれてきましたが、市街化の進展に伴い、年々地下へ浸透する雨水の量は減少しています。

また、台風の大型化やゲリラ豪雨による被害が頻繁に発生しているため、全国の各地で浸水リスクが高まっています。

太子町では、

- ① 健全な水循環を再生させ、地下水資源を育み、豊かな水環境を整える。
- ② 雨水の有効利用を広める。
- ③ 集中豪雨による浸水のリスクを軽減し、安心して暮らせる町をつくる。

ことを目的として、家庭用の雨水貯留施設を設置する方に、その費用の一部を助成する制度を平成 26 年度から開始しています。

■家庭用の雨水貯留施設とは？

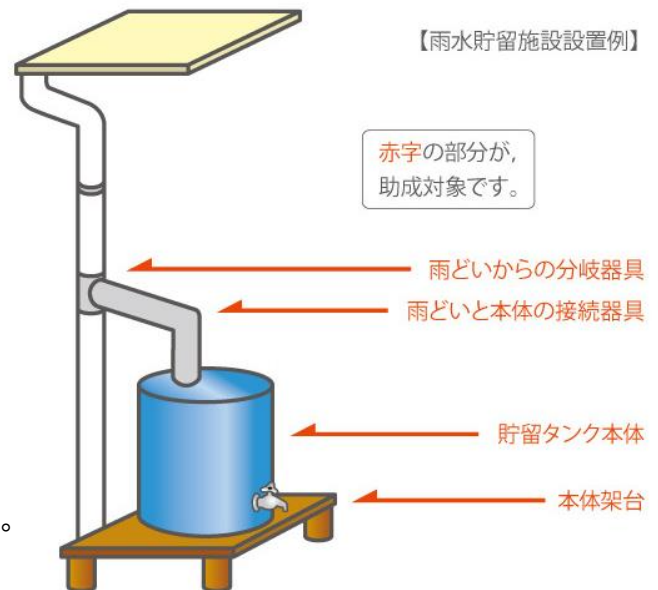
建物の屋根に降った雨水を雨どいから分岐器具を通してためる雨水タンク及び付属設備のことをいいます。

ためた雨水は、

- ① 「治水」：雨をためることで、側溝や川に流れ込む水量が少なくなり、浸水被害の減少につながります。
- ② 「水資源の有効利用と保全」：花や木への水やりや、打ち水などに使えます。
- ③ 「防災」：災害などの緊急時には、防火用水などとしても利用できます。

また、雨水タンクは、ホームセンターやインターネットで購入でき、規模・形状・価格などについて様々な製品が市販されています。

町から商品や購入先の指定はしていませんので、各自ご検討ください。



■雨水貯留施設設置助成金制度の概要

□助成金の交付対象者

助成の対象となる方は、次の事項に該当する方となります。

- ① 町内で家庭用の雨水貯留施設を設置する建物（アパートや借家も含まれます。）の所有者。（建物と土地の名義が異なる場合は、土地所有者の同意が必要となります。）
- ② 町税、水道料金及び下水道事業受益者負担金の滞納がない方

雨水貯留施設設置助成金制度の概要

□助成金の対象となる施設など

雨水タンク本体の容量が、100 リットル以上の施設の購入及び設置経費が対象となります。

具体的には、次の内容となります。

- ① 雨どいからの分岐器具 ② 雨どいと本体の接続器具
- ③ 雨水タンク本体 ④ 本体架台 ⑤ 設置費

※ 一つの建物ごとに1基までとなります。

□助成金額

対象経費（消費税込み）（送料含みます。）の2分の1以内で、3万円を限度とします。

※ 1,000円未満の端数は切り捨てます。

※ 例）対象経費が総額5万円の場合は、2万5千円が助成金額となります。

□その他

- ・ 工事完了後の30日以内か申請年度の2月末までに、報告書と関係書類をご提出いただきます。
- ・ 家庭用の雨水貯留施設を設置されたあとに、職員が現地確認し、適当と認められた場合に限り、助成金を交付します。
- ・ 助成金をご利用になられて取得される関係上、7年以上ご利用願います。
- ・ また、清掃や点検を行っていただくなど、適正な維持管理に努めてください。